全教神協広報

第一〇〇号
全国教育関係神職協議会
〒一五一－〇〇五三
東京都渋谷区代々木一－一－二
神社本庁内
電話　〇三－三三七九－八〇一一
FAX　〇三－三三七九－八二九九
題字　諏訪秀一氏

# 正しい歴史認識と国家観の回復に向けて

神社本庁総長　田中　恆清

この度、全国教育関係神職協議会の会報『全教神協広報』が発刊百号を迎えられましたこと、洵に意義深いことと存じます。

長年に亘る貴会の活動に改めて敬意を表し、感謝申し上げる次第です。

昭和二十年八月の終戦によって我が国は連合国軍による占領行政のもとにあり、この間に各分野に亘って改革の実施が要請されました。わけても教育は重要なものとされ、国民の思想や生活が急速に改変され、平和条約成立後もその流れは継承されていきました。

昭和三十五年八月、貴会が結成された時代は、我が国の文化・伝統が大きく揺らぐ凄まじい時期であったと存じます。年表を繙くと、この年は、占領政策の流れを汲み、これまでの教育を悉く否定し偏向教育を推し進める日教組の活動がいよいよ先鋭化していたのがわかります。即ち、神社本庁が行った教職兼務神職の調査と組織化の動きに対して、日教組は組合員への不当行為であると本庁に抗議を申し入れる有様でした。

このような状況下に結成された貴会は、今日まで神社本庁の指定団体として神道精神の高揚並びに本庁の教化施策の実践に努めて戴いております。同時に、一貫して道義の昂揚、民族の伝統護持のため、教育の正常化を標榜し、日本人としてあるべき教育の実現に向けて尽力してこられました。

この間、時世は移り、平成十一年八月には「国旗及び国歌に関する法律」が公布、施行され、同十八年十二月には昭和二十二年の制定後初めて「教育基本法」の改正が実現しました。その結果、改正教育基本法には、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」ことが明確に謳われ、これにより、道徳の教科化、学習指導要領の改善等、様々な面で伝統的なものが取り入れられるようになりました。

貴会の結成の時代を思えば隔世の感があり、かつての日本回帰の流れを創った一因として、貴会の弛みない活動があったことは言を俟たないところです。

しかしながら一方で、戦後七十余年を経た現在も、占領行政下において齎された所謂、東京裁判史観の呪縛は未だに解かれたとはいえません。理不尽な主張を擁護し、我が国の国益に大きく影を落とすような報道や、教育現場において惹き起す国旗・国歌儀礼を巡る事件、出版社も加担した偏った教科書採択、我が国の将来を憂うべき問題は後を絶ちません。

さらに、これら偏った思想信条が根強く蔓延る世にあって、安易にグローバルと称して民族、国家を顧みない根なし草のような国民や、国益を蔑ろに私益のみ追求する企業が多いのも現代ならではの特徴でしょう。

何れも、戦後の日本人が置き忘れてきた正しい歴史認識と国家観の欠如に由来するものです。

正しい歴史認識と確りした国家観の上に立って初めて適正な報道や教育があり、世界的視野に立った行動ができるのであって、現政権下でもその見直しが図られつつあるとはいえ、これらが欠如した国に果たして将来があるでしょうか。

貴会の長年に亘る活動も、斯界が取り組む憲法改正運動も、全て正しい歴史認識と国家観の回復のために他なりません。

貴会は、平成二十八年度事業計画として、「教育再生運動の推進」「『日本人の誇りと心を育てる教育』の実践・具現化」を掲げておられます。

まさに正しい歴史認識と国家観を取り戻す教育に向けて邁進される貴会にあらためて敬意を表し、目的達成の一日も早からんことをお祈り申し上げ、『全教神協広報』発刊百号の祝辞と致します。